

複写機賃貸借契約書

- 1 契約事項 複写機及びその附属品の賃貸借
- 2 賃貸借物品
(附属品 点検、調整及び消耗品)
- 3 物品設置場所 オホーツク総合振興局保健環境部紋別地域保健室
紋別市南が丘町1丁目6番地
- 4 賃貸借期間 令和2年(2020年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日まで
- 1 納入期限 令和2年(2020年)3月31日

6 賃貸借料(単価)

- (1) 基本料金 月額 円(この契約の開始又は終了の月の日数が1月の日数に満たない場合は、当該月の日数に応じて、日割計算した額)
- (2) 複写料金 20,000枚まで 1枚当たり 円
20,001枚から30,000枚まで 1枚当たり 円
30,001枚以上 1枚当たり 円

上記(1)及び(2)の価格に消費税及び地方消費税相当額を加算する。

上記複写機及びその附属品(以下「複写機等」という。)の賃貸借について、発注者北海道と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年(年) 月 日

発注者 北海道
北海道オホーツク総合振興局長 藤田 二

住 所
受注者 氏 名

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、仕様書等に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、頭書の複写機等を納入期限までに物品設置場所に納入し、賃貸借期間中、複写機等をその目的に従い発注者に使用させ、その目的に従った使用ができるよう点検及び調整（以下「点検等」という。）を行うとともに、複写機等の使用に必要な一切の消耗品（用紙を除く。以下同じ。）を円滑に供給し、並びに複写機等の適切な操作方法の指導を行い、発注者は、その対価である賃貸借料を受注者に支払うものとする。

3 この契約書に定める請求、申出、報告、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、契約書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

7 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(物品設置場所の変更)

第2条 発注者は、物品設置場所を変更するときは、受注者の承諾を得なければならない。ただし、物品設置場所の変更が機構改正による名称変更等の場合にあっては、通知によることができるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(複写機等の検査及び引渡し等)

第4条 受注者は、納入期限までに、物品設置場所において複写機等を完全に使用できる状態にして、発注者に引き渡さなければならない。

2 受注者は、複写機等を引き渡そうとするときは、その旨を発注者に通知するとともに、複写機等に係る引渡書を提出しなければならない。

3 発注者は、前項の通知を受けたときは、納入期限までに、複写機等の検査を行い、検査に合格した場合には、その引渡しを受けるものとする。

4 複写機等の納入、検査及び引渡しに要する一切の費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、複写機等を納入期限までに納入することができないとき又は複写機等の納入のないまま納入期限が経過し履行遅滞となったときは、発注者に対し、その理由及び納入の可能な日を申し出なければならない。

6 発注者は、複写機等の納入のないまま納入期限が経過し履行遅滞となったときは、受注者に対し、相当の期限を定めて複写機等の納入の履行を催告するものとする。

7 発注者及び受注者は、納入期限後に、複写機等の納入及び引渡しがあったときは、第

1 項から第4 項までの規定を準用する。この場合において、賃貸借期間は、複写機等の引渡しの日から開始する。

(複写機等の点検等)

第5 条 受注者は、複写機等を、常に正常な状態で使用できるよう担当者を派遣して点検等を行わなければならない。

2 受注者は、発注者が複写機等の点検等を受注者に要求した場合は、直ちに点検等を行わなければならない。

3 受注者の点検等は、発注者の執務時間内に行うものとする。ただし、発注者の都合により急を要する場合で受注者の点検等が可能なときは、この限りでない。

(消耗品の供給)

第6 条 受注者は、複写機等が正常に機能し、複写機等による成果品の正常な品質を維持するために必要な一切の消耗品（ステープルの針及びコピー用紙を除く。）を供給するものとする。

(賃貸借料の請求及び支払)

第7 条 発注者は、毎月末日において、複写機のカウンターにより複写枚数を確認するものとする。

2 前項の規定により確認した複写枚数から当該複写枚数の2 パーセントに相当する複写枚数（当該枚数に1 枚未満の端数があるときは、その端数を切り上げた枚数）を控除した枚数を、当該月における複写機等の使用による複写枚数（以下「使用枚数」という。）とする。

3 受注者は、当該月の翌月 15 日までに、それぞれの複写1 枚当たり単価にそれぞれの使用枚数を乗じて得た金額及び基本料金を合計した金額に、当該金額の100 分の10 に相当する消費税及び地方消費税相当額を加算した賃貸借料（当該賃貸借料に1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を請求するものとする。

4 発注者は、受注者から適法な請求書を受領した日から 30 日以内に賃貸借料を支払うものとし、当該賃貸借料は北海道オホーツク総合振興局出納員勤務の場所において支払うものとする。

(履行遅滞)

第8 条 発注者は、その責めに帰すべき理由により前条第4 項の賃貸借料の支払が遅れたときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払額につき年 2.7 パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受注者に支払わなければならない。

2 受注者は、複写機等の納入及び引渡しが行われなかった理由がその責めに帰すべきものであると発注者が認めるときは、当該履行遅滞に係る複写機等の賃貸借期間における基本料金の総額につき、納入期限の翌日から引渡しの日までの日数に応じ、年 2.7 パーセントの割合で計算して得た額の違約金を発注者に支払わなければならない。ただし、違約金の額が 500 円未満であるときは、違約金の支払を要しないものとする。

3 発注者は、複写機等の納入及び引渡しが行われなかった場合において、実際に生じた損害の額が前項の違約金の額を超えるときは、受注者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。この場合においては、前項ただし書の規定は適用されないものとする。

(複写機等の管理)

第9条 発注者は、複写機等を、善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

2 発注者は、複写機等に故障、破損、不具合等が生じたときは、直ちに、その旨をその理由を付して受注者に報告しなければならない。

(受注者の修繕義務等)

第10条 受注者は、複写機等に故障、破損、不具合等の損害が生じた場合は、発注者の責めに帰すべき理由によるものを除き、複写機等を発注者に使用させるため必要な限度において修繕義務を負うものとする。ただし、複写機等の故障、破損、不具合等の程度が発注者の使用を妨げるものでないときは、この限りでない。

(転貸の禁止)

第11条 発注者は、複写機等を第三者に転貸してはならない。ただし、あらかじめ、受注者の承諾があったときは、この限りでない。

(瑕疵担保)

第12条 発注者は、複写機等に瑕疵があるときは、受注者に対し、その瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第4条第3項の規定による複写機等の引渡しを受けた日から1年以内にこれを行わなければならない。

(危険負担)

第13条 天災その他不可抗力など発注者及び受注者の双方の責めに帰することのできない理由により、この複写機等が滅失又は毀損等をし、この契約の全部又は一部を履行することができなくなった場合は、受注者は、当該部分についてこの契約の履行の義務を免れるものとし、発注者は、当該部分に相当する賃貸借料の支払の義務を免れるものとする。

(損害の負担)

第14条 複写機等の経年劣化及び通常の使用による損耗を除き、発注者の責めに帰すべき理由により複写機等に故障、破損、不具合等の損害が生じたときは、発注者が、点検、修理等を行い、その損害及び費用を負担しなければならない。

2 受注者の責めに帰すべき理由により複写機等の故障、破損、不具合等の損害並びに天災その他不可抗力など発注者及び受注者の双方の責めに帰することのできない理由により複写機等の損害（経年劣化及び通常の使用による損耗を含む。）が生じたときは、受注者が点検、修理等を行い、その損害及び費用を負担しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 受注者は、この契約により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

(予算の減額又は削除に伴う契約の解除)

第16条 発注者は、この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求

することができない。

(発注者の契約解除権)

第 17 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由により納入期限までに複写機等の納入及び引渡しを完了しない場合又は期限後相当の期間内に完了する見込みがないと発注者が認める場合
- (2) 前号のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないものと認められる場合
- (3) 第 21 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出た場合
- (4) 受注者が次のいずれかに該当する場合

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の賃貸借契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第 18 条 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 受注者が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下この条及び第 22 条において「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第 22 条において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 2 項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。
- (2) 受注者が納付命令（独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令をいう。

以下この条及び第 22 条において同じ。) を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき (当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消されたときを含む。)

- (3) 受注者が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 受注者以外のもの又は受注者が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において受注者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき (当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消されたときを含む。) 又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令 (これらの命令が受注者に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合 (これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合 (当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。) 又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。)) における受注者に対する命令とし、これらの命令が受注者以外のもの又は受注者が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。) により、受注者に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間 (これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者貸人に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間 (独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項に規定する実行期間をいう。) を除く。) に入札又は北海道財務規則 (昭和 45 年北海道規則第 30 号) 第 165 条第 1 項若しくは第 165 条の 2 の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき (当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。))。
- (6) 受注者 (受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。) について、独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条若しくは第 95 条 (独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 90 条に規定する違反行為をした場合に限る。) に規定する刑又は刑法 (明治 40 年法律第 45 号) 第 96 条の 6 若しくは第 198 条に規定する刑が確定したとき。

第 19 条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、賃貸借期間に係る基本料金の総額の 10 分の 1 に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第 17 条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

- 2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合（第17条第4号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、実際に生じた損害の額が第1項の賠償金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
- 第20条 発注者は、第16条、第17条第1項及び第18条の規定によるほか、必要があるときは、解除しようとする日の1月前までに書面により通知の上、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、受注者にその損害を賠償しなければならない。
（受注者の契約解除権）
- 第21条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。
（不正行為に伴う賠償金）
- 第22条 受注者は、この契約に関して、第18条各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として毎月の賃貸借料の合計額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるときは、この限りでない。
- 2 前項に規定する賠償金のほか、確定していない賃貸借料に係る賠償金については、当該賃貸借料が確定した都度、前項の規定中「毎月の賃貸借料の合計額」とあるのは「毎月の賃貸借料」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 3 発注者は、実際に生じた損害の額が前項の賠償金の額を超えるときは、受注者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
- 4 第1項及び第3項の規定は、この契約の終了後においても適用があるものとする。
（複写機等の返還及び引取り）
- 第23条 発注者は、契約が終了したときは、その附属させた物を収去して原状に復する場合及びその責めに帰すべき理由により複写機等に故障、破損、不具合等の損害が生じた場合を除くほか、複写機等を現状のまま受注者に返還するものとする。
- 2 受注者は、契約が終了したときは、発注者から複写機等を速やかに引き取らなければ

ならない。この場合において、受注者は、複写機等に係る受領書を発注者に交付しなければならない。

3 複写機等の引取りに要する一切の費用は、受注者の負担とする。

(相殺)

第 24 条 発注者は、受注者に対して違約金その他の金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する賃貸借料請求権その他の債権と相殺することができる。

(契約の更新等)

第 25 条 発注者は、引き続きこの複写機等を借り入れようとするとき又はこの複写機等を買入れようとするときは、賃貸借期間の満了の2か月前までに、受注者と、借入れ又は買入れについての協議を開始しなければならない。

2 発注者及び受注者は、前項の協議が整った場合は、発注者が適用を受ける会計法令に従い、この複写機等の借入れ又は買入れに係る契約を締結することができる。

(契約に定めのない事項)

第 26 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。